

広島県告示第四百七十五号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和六年五月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 糸崎八丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院四等三角点「御山公園」（北緯三四度二三分〇六秒九〇八四、東経一三三度〇七分〇八秒六〇五一、標高一五三・一九メートル）

基点一 基準点から九六度四一分八秒の方向一、〇一〇・六三メートルの点

基点二 基点一から一六五度二五分四七秒の方向一・六一メートルの点

基点三 基点二から六四度二三分〇九秒の方向一・五五メートルの点

基点四 基点三から一六七度三八分四五秒の方向七・七九メートルの点

基点五 基点四から二五三度三一分四〇秒の方向一・二一メートルの点

基点六 基点五から一六五度三四分五四秒の方向六・五〇メートルの点

基点七 基点六から一九四度三〇分二七秒の方向九・五二メートルの点

基点八 基点七から二四一度二五分二四秒の方向三七・九三メートルの点

2 木原一丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院二等三角点「八ヶ峰」（北緯三四度二三分三三秒七七七二、東経一三三度〇七分四〇秒九三二二、標高四二九・四二メートル）

基点一 基準点から一一七度四八分二四秒の方向一、〇四七・二一メートルの点

基点二 基点一から一二一度四七分四七秒の方向一六・四〇メートルの点

基点三 基点二から一九九度三七分三一秒の方向二・四五メートルの点

基点四 基点三から一五三度五〇分四五秒の方向二・二八メートルの点

基点五 基点四から九五度二九分一七秒の方向二・七五メートルの点

- 基点六 基点五から二二一度四三分五四秒の方向三一・九六メートルの点
基点七 基点六から二七一度〇七分四九秒の方向一三・六五メートルの点
基点八 基点七から三一一度〇六分三四秒の方向一一・七四メートルの点
基点九 基点八から〇度〇〇分〇〇秒の方向二・五六メートルの点
- 3 木原四丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 尾道市向島町の国土地理院三等三角点「西岩嶽」（北緯三四度二分五七秒九八四九、東経一三三度〇九分二〇秒三五二二、標高一三〇・二四メートル）
- 基点一 基準点から三三三度五〇分三七秒の方向一、二七二・二八メートルの点
基点二 基点一から二五二度三六分五三秒の方向一八・六四メートルの点
基点三 基点二から三三五度五〇分〇四秒の方向四二・九四メートルの点
基点四 基点三から六五度一九分四三秒の方向一八・三六メートルの点

二 指定年月日

令和六年四月二十五日